(その1)

会計	繰越	収入	支出		
㊂	㊂	㊄	柳 ㊂ ㊄	○	

収支報告書

政治資金適正化委員会 27.4.28 受付

平成　　26　年分
（平成　年　月　日開催分）

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☑ 2以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）そうしかい

1 政治団体の名称　創史会

〒890-0056

2 主たる事務所の所在地　鹿児島市下荒田1-6-23-2F

3 代表者の氏名　川内　博史

4 会計責任者の氏名　川内　順子

1125

事務担当者の氏名　永井　丈子

電話番号　099-206-2422

受付 27.5.07 収支公開室 第一係

資金管理団体の指定の有無

☑ 有　☐ 無

公職の種類　衆議院議員（候補者になろうとする者）

資金管理団体の届出をした　川内　博史

資金管理団体の指定の期間

平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名　川内　博史

公職の種類　衆議院議員（候補者になろうとする者）

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

12990

全国団体用

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	7,373,046
（前年からの繰越額）	6,587,046
（本年の収入額）	786,000
支　出　総　額	1,413,022
翌年への繰越額	5,960,024

2　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金　　額	
員　　数（党費又は会費を納入した人の数）	人

(2)　寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　　額	備　　考
(ア)個人からの寄附	286,000	
（うち特定寄附）		
(イ)法人その他の団体からの寄附		
(ウ)政治団体からの寄附	500.000	
小計　(ア)＋(イ)＋(ウ)	~~286,000~~	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	786.000	
イ　政党匿名寄附		
合　計　（ア　＋　イ）	~~286,000~~ 786.000	

(その7)

(1, 2, 3 のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	①. 個人　2. 法人・その他の団体　3. 政治団体	
寄附者の氏名（又は名称）	金　額	年月日	住　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
白石　友信	10,000	26.1.20	京都市伏見区桃山町鍋島17-2	医　師	
白石　友信	10,000	26.2.20	京都市伏見区桃山町鍋島17-2	医　師	
白石　友信	10,000	26.3.10	京都市伏見区桃山町鍋島17-2	医　師	
白石　友信	10,000	26.4.21	京都市伏見区桃山町鍋島17-2	医　師	
白石　友信	10,000	26.5.15	京都市伏見区桃山町鍋島17-2	医　師	
白石　友信	10,000	26.6.20	京都市伏見区桃山町鍋島17-2	医　師	
白石　友信	10,000	26.7.18	京都市伏見区桃山町鍋島17-2	医　師	
白石　友信	10,000	26.8.20	京都市伏見区桃山町鍋島17-2	医　師	
白石　友信	10,000	26.9.19	京都市伏見区桃山町鍋島17-2	医　師	
白石　友信	10,000	26.10.20	京都市伏見区桃山町鍋島17-2	医　師	
白石　友信	10,000	26.11.19	京都市伏見区桃山町鍋島17-2	医　師	
白石　友信	10,000	26.12.18	京都市伏見区桃山町鍋島17-2	医　師	
上川路　長生	100,000	26.3.18	鹿児島市武岡2-1-10	会社役員	
この頁の小計	220,000	(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。			
その他の寄附	66,000	(注2) 寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。			
合　計	286,000	(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又政治団体の寄附者の区分ごとの、最後の頁に記載して下さい。			

(その7)

(1, 2, 3 のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人　2. 法人・その他の団体　③. 政治団体	
寄附者の氏名（又は名称）	金額	年月日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
民主党本部	500,000	26.4.11	東京都千代田区永田町1-11-1	海江田万里	
この頁の小計	500,000				
その他の寄附	0				
合計	500,000				

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。

(注2) 寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。

(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又政治団体の寄附者の区分ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

（1）支　出　の　総　括　表

項　　目	金　　額	備　　考
1　**経　常　経　費**		
(1)　人　件　費	*0*	
(2)　光　熱　水　費	*0*	
(3)　備品・消耗品費	*129,893*	
(4)　事　務　所　費	*6,740*	
小　　計	*136,633*	
2　**政　治　活　動　費**		
(1)　組　織　活　動　費	*1,276,389*	
(2)　選　挙　関　係　費	*0*	
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費	*0*	ア～エの計
ア　機関紙誌の発行事業費	*0*	
イ　宣　伝　事　業　費	*0*	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	*0*	
エ　その他の事業費	*0*	
(4)　調　査　研　究　費	*0*	
(5)　寄附・交付金	*0*	
(6)　その他の経費	*0*	
小　　計	*1,276,389*	
合　　計	*1,413,022*	

全国団体用

(その14)

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
ガソリン代	30,412	26.3.9	(株)六本木	東京都港区六本木7-4-2	
ガソリン代	11,578	26.3.24	(株)六本木	東京都港区六本木7-4-2	
ガソリン代	13,248	26.4.17	(株)六本木	東京都港区六本木7-4-2	
ガソリン代	14,044	26.5.8	(株)サントーコー　東京支店	東京都港区西新橋1-1-3	
ガソリン代	12,690	26.5.28	(株)大釿	東京都新宿区山吹町81	
ガソリン代	11,130	26.6.13	明光石油(株)	東京都目黒区東山3-15-1	
ガソリン代	10,790	26.7.23	(株)鈴美商事	東京都大田区南蒲田3-1-2	
この頁の小計	103,892				
その他の支出	26,001				
合計	129,893				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

（2）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
この頁の小計	0	（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 （注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。			
その他の支出	6,740				
合計	6,740				

(その15)

（3）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費（　会合費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
会合費	13,471	26.1.11	kushinobo 1950	東京都港区六本木6-10-1	
会合費	11,907	26.2.13	kushinobo 1950	東京都港区六本木6-10-1	
会合費	42,411	26.5.9	中國飯店 六本木店	東京都港区西麻布1-1-5	
この頁の小計	67,789	（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 （注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。			
その他の支出	0				
合計	67,789				

(その15)

（3）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費（　旅費交通費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
駐車場代	10,000	26.1.5	八重洲地下街(株)	東京都中央区八重洲2-1	
駐車場代	11,500	26.1.11	日本空港ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ(株)	東京都大田区羽田空港3-3-2	
駐車場代	11,000	26.1.14	三井のリパーク リパーク道玄坂1丁目	東京都千代田区霞が関3-2-5	
駐車場代	13,500	26.1.15	日本空港ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ(株)	東京都大田区羽田空港3-3-2	
駐車場代	11,600	26.1.15	三井のリパーク リパーク道玄坂1丁目	東京都千代田区霞が関3-2-5	
駐車場代	10,500	26.2.3	(財)空港環境整備協会	東京都新宿区西新宿3-2-11	
駐車場代	16,800	26.2.5	三井のリパーク リパーク道玄坂1丁目	東京都千代田区霞が関3-2-5	
駐車場代	12,800	26.2.9	パラカ(株)	東京都港区麻布台1-11-9	
駐車場代	10,500	26.2.17	(財)空港環境整備協会	東京都新宿区西新宿3-2-11	
駐車場代	11,100	26.2.19	新橋駅前パーキング	東京都港区新橋3-24	
駐車場代	10,500	26.5.22	日本空港ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ(株)	東京都大田区羽田空港3-3-2	
駐車場代	10,100	26.5.25	パークイット麹町2丁目第2	東京都千代田区麹町2-5	
駐車場代	10,800	26.6.1	三井のリパーク リパーク神田神保町第6	東京都千代田区霞が関3-2-5	
タクシー代	10,210	26.6.3	東都自動車交通(株)	東京都西東京市東伏見6-7-19	
駐車場代	10,500	26.6.12	日本空港ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ(株)	東京都大田区羽田空港3-3-2	
この頁の小計	171,410	（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 （注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。			
その他の支出					
合　計					

(その15)

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費（　旅費交通費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
駐車場代	10,800	26.6.13	三井のリパーク ﾘﾊﾟｰｸ道玄坂1丁目第3	東京都千代田区霞が関3-2-5	
駐車場代	10,570	26.6.20	八重洲地下街（株）	東京都中央区八重洲2-1	
駐車場代	10,500	26.7.29	日本空港ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ（株）	東京都大田区羽田空港3-3-2	
駐車場代	10,500	26.9.17	（財）空港環境整備協会	東京都新宿区西新宿3-2-11	
駐車場代	10,500	26.10.2	パーク24（株） 神田神保町第5	東京都千代田有楽町2-7-1	
この頁の小計	52,870	（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。 （注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。			
その他の支出	984,320				
合　計	1,208,600				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。　　（注）□が有の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成　27　年 4 月 15 日

政治団体の名称　創史会

会計責任者の氏名　川内順子 ㊞

代表者の氏名（解散時のみ）　㊞

（注）政治団体の解散に伴う収支報告書（解散届の解散日の年のみ）には、会計責任者の記名・押印（又は署名）のほか、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。

政治資金監査報告書

平成 27年 4月 14日

創　史　会
代表　川内　博史　殿

登録政治資金監査人　塲浦一徳
登　録　番　号　第　　９１９号
研修修了年月日　平成２１年6月９日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、創史会の平成２６年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、創史会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

３　業務制限

創史会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上